6. 非常脱出口 （非常時に２階客室から１回客室に脱出するための開口部をいう。）	非常脱出口は、次の各号に適合するものでなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　非常脱出口は、通常時には旅客が安全に通行できるように踏板で確実に覆われており、非常時には１階又は２階から容易に開放できるものであること。また、当該脱出口の操作方法等が見易いように表示されていること。
7. ～9.　（略）	（略）

〔注〕最大安定傾斜角度は、次の方法により確認しても差し支えない。

1)　（略）

2)　乗務員が定位置に乗車し、かつ、２階客室のすべての座席に旅客が乗車した状態（以下「２階客室等乗車状態」という。）の乗車人員の重心高を算出する。

3)　（略）

別添105　再帰反射材の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.　（略）

2.　ＣＩＥ標準光Ａで、入射角$\beta_1=\beta_2=0°$（この条件で鏡面反射が生じる場合には、$\beta_1=0°$、$\beta_2=+5°$の範囲内の値としてよい。）、観測角$\alpha=20'$で測定した時、新しい状態での色度特性は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則2.30.に限る。）に規定した色度座標の範囲内になければならない。

別紙５・６　（略）

別添118　圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準

1.～2.14.　（略）

2.15.　「パージ」とは、燃料電池システムの制御により、燃料電池システム内の水素を含むガスを外部へ排出すること（容器安全弁及び圧力逃がし弁による放出を除く。）をいう。

2.16.～3.3.1.2.4.　（略）

3.3.1.3.　容器安全弁以外の過圧防止安全装置を減圧弁下流の水素システムに使用することができる。容器安全弁以外の過圧防止安全装置から水素ガスを排出する際は、次の3.3.1.3.1.から3.3.1.3.4.までに適合するものでなければならない。

3.3.1.3.1.～3.8.5.　（略）

6. 非常脱出口 （非常時に２階客室から１回客室に脱出するための開口部をいう。）	非常脱出口は、次の各号に適合するものでなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　非常脱出口は、通常時には乗客が安全に通行できるように踏板で確実に覆われており、非常時には１階又は２階から容易に開放できるものであること。また、当該脱出口の操作方法等が見易いように表示されていること。
7. ～9.　（略）	（略）

〔注〕最大安定傾斜角度は、次の方法により確認しても差し支えない。

1)　（略）

2)　乗務員が定位置に乗車し、かつ、２階客室のすべての座席に乗客が乗車した状態（以下「２階客室等乗車状態」という。）の乗車人員の重心高を算出する。

3)　（略）

別添105　再帰反射材の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.　（略）

2.　ＣＩＥ標準光Ａで、入射角$\beta_1=\beta_2=0°$（この条件で鏡面反射が生じる場合には、$\beta_1=0°$、$\beta_2=+5°$の範囲内の値としてよい。）、観測角$\alpha=20'$で測定した時、新しい状態での色度特性は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則2.30.に限る。）に規定した色度座標の範囲内になければならない。

別紙５・６　（略）

別添118　圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準

1.～2.14.　（略）

2.15.　「パージ」とは、燃料電池システムの制御により、燃料電池システム内の水素を含むガスを外部へ排出すること（容器安全弁及び圧力逃し弁による放出を除く。）をいう。

2.16.～3.3.1.2.4.　（略）

3.3.1.3.　容器安全弁以外の過圧防止安全装置を減圧弁下流の水素システムに使用することができる、容器安全弁以外の過圧防止安全装置から水素ガスを排出する際は、次の3.3.1.3.1.から3.3.1.3.4.までに適合するものでなければならない。

3.3.1.3.1.～3.8.5.　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二十条、第九十八条及び第百七十六条の改正規定は、平成二十九年六月三十日から施行する。

○国土交通省告示第六百四十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二